

電気需給契約における重要事項(締結前交付書面) 【個人低圧用】

お客さまが株式会社鳥取みらい電力(以下「当社」といいます。)と締結する電気需給契約における重要事項につきまして、次のとおりご案内します。なお、供給条件における書面交付は、電磁的方法を用いて提供することがあります。電気需給契約における重要事項に関して、ご不明な点等ございましたら、当社までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

1. 需給契約の申込み【5】

お客さまが、新たに電気の需給契約を希望される場合、または変更を希望される場合は、あらかじめ当社の電気需給約款【低圧】および中国電力ネットワーク株式会社(以下「中国電力NW」といいます。)の託送供給等約款ならびにその他の供給条件(以下「託送約款等」といいます。)における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

2. 需給開始予定日【6】

当社は、お客さまの希望される需給開始予定日が大幅に変更となる場合には、書面にて新たな需給開始予定日をお知らせします。

3. 需給契約の成立および契約期間【17】【18】

(1) 需給契約は、申込みに対して当社が承諾の意思表示を行なったときに成立します。

なお、当社が承諾の意思表示を行なったときは、当社が供給開始に関するお知らせをお客様に送付した日、または電気需給契約書(以下「需給契約書」といいます。)に調印を行った日とします。

(2) 契約期間は、特段の定めがない限り、次によります。

- 需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までとします。
- 契約期間満了日の3カ月前に先だって、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、特段の定めがない限り、需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。この場合、当社は、原則として継続後の契約期間のみをお客さまにお知らせします。

(3) (2)によらない場合は、契約期間はお客さまとの協議によって定めます。

なお、協議により決定した契約期間は、電気需給契約のご案内または需給契約書によりお客さまにお知らせします。

4. 供給電気方式、供給電圧および周波数【13】

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとします。ただし、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。周波数は標準周波数60ヘルツとします。

5. 契約種別および料金【7】【8】【11】

(1) 契約種別および料金単価

低圧個人用における各契約種別の料金は、次のとおりとします。(なお、この単価は、中国電力株式会社の2024年4月1日以降の料金単価と同一です)この料金単価は中国電力株式会社とその料金を改定した場合、同値に改定いたします。

契約種別	区分	単位	料金単価(円)						
スマートコース	最低料金(最初の15kWhまで)	1契約	669.92	電化Style コース	基本料金	最初の10kWまで	1契約	2,018.72	
	電力量料金	15kWh超過120kWhまで	1kWh			32.01	上記を超える1kWごとに	1kW	480.37
		120kWh超過300kWhまで	1kWh		39.43	デイトタイム	夏季	1kWh	46.46
		300kWh超過分	1kWh		41.55		その他季	1kWh	44.40
シンプルコース	電力量料金	1kWh	38.21	ナイトタイム	1kWh	30.35			
	最低月額料金	1契約	1,844.70	ホリデータイム	1kWh	30.35			
電力量金の時間帯区分 デイトタイム: 平日の9時から21時(夏季: 7/1~9/30、その他季: 夏季以外の時期) ナイトタイム: 平日の21時から翌9時 ホリデータイム: 土曜日日曜日祝日、1/2~1/4、5/1~5/2、12/30~12/31の全日									
[ビジネス] スマートBコース	基本料金	1kVA	447.97						
	電力量料金	120kWhまで	1kWh	29.04					
		120kWh超過300kWhまで	1kWh	36.15					
[ビジネス] 動カコース	電力量料金	300kWh超過分	1kWh	38.02					
		基本料金	1kW	1,152.44					
		夏季	1kWh	26.80					
	その他季	1kWh	25.51						

電力量料金の季節区分 夏季: 7/1~9/30、その他季: 夏季以外の時期

料金は、最低料金または基本料金(以下、基本料金等と表記します)、および電力量料金(燃料費等調整額を含みます)と再生可能エネルギー促進賦課金の合計とします。

(2) 特別割引その他の割引

「鳥取みらい電力特別割引」として、基本料金等と電力量料金(燃料費等調整額を加算または差し引きして計算したものの)の合計額の5.0%を割引いたします。

(3) 燃料費調整額の計算

燃料費調整額の算定

燃料費調整額の算定は次の通りとします。

燃料費調整額 = その1月の使用電力量 × ロによって算定する燃料費調整単価

イ 平均燃料価格

平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 $\alpha = 0.0406$

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス(LNG) 価格 $\beta = 0.0992$

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\gamma = 1.1994$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値とします。燃料費調整単価の単位は、1銭としその端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

(イ) 平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80,300 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times (\text{ハの基準単価} \div 1,000)$$

(ロ) 平均燃料価格が80,300円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{円}) \times (\text{ハの基準単価} \div 1,000)$$

ハ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

a) 最低料金が適用される契約種別の場合の基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の15kWhまで	3円18銭5厘
電力量料金	上記を超える1kWhにつき	21銭2厘

b) a)以外の場合の基準単価は次の通りとします。

電力量料金	上記を超える1kWhにつき	21銭2厘
-------	---------------	-------

平均燃料価格算定期間とそれを適用する燃料費調整単価適用期間は、中国電力株式会社のもと同じとします。

(4) その他の供給条件

その他の供給条件については、お客さまと協議によって定めるものとし、申込書および電気需給契約書等によりお客さまへお知らせします。

6. 請求金額の計算方法等【7】【12】【14】

(1) 請求金額等のご案内

月々の料金、使用電力量、その他お客さまへのご案内事項は、請求書を発行する方法でお客さまにお知らせします。なお、お客さまとの間で合意した場合、電磁的方法によりお客さまにお知らせします(この場合、料金合計額から55円(税込)を割引いたします)。

(2) 料金の計算方法

料金は、基本料金等と電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から特別割引額を差し引いたものとします。電力量料金は、燃料費等調整額を加算または差し引きして計算します。お客さまが料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(3) 料金の算定期間

前月の計量日(使用電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。)から当月の計量日の前日までの期間(以下「計量期間」といいます。)とします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間の始期から消滅日の前日までの期間とします。

(4) 使用電力量の算定

使用電力量の計量および算定は、中国電力NWが定めるところにより行うものとし、当社は、中国電力NWから受領した検針の結果をお客さまにお知らせします。計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さま、中国電力NW、当社との協議によって定めます。

(5)料金の支払義務および支払期日

料金の支払義務は、請求日(中国電力NWから検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日をいいます。)に発生し、支払期日は支払義務発生日の翌日から起算して30日目とします。

(6)使用電力量等の計量

使用電力量または最大需要電力等の計量は、託送約款等にもとづき、原則として、供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量し決定します。

7. 料金その他の支払方法【15】

料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した方法にて支払っていただきます。

8. 需給契約の変更【19】【22】

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、「1. 需給契約の申込み」および「3. 需給契約の成立および契約期間」等に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものとします。なお、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間の始期とします。

9. 需給契約の廃止【19】【20】【22】

お客さまが電気需給約款(低圧)にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、原則として廃止希望日の3月前までにその廃止期日を定めて当社に通知していただきます。

10. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算【21】

お客様が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようと、または減少しようとされる場合で、中国電力NWから料金の精算を求められる場合には、その清算金をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

11. 当社からの申し出による需給契約の解約【23】

次の場合には、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせします。

- (ア) 料金その他を支払期日経過後もなお支払わない場合
- (イ) 当社と他の契約(既に消滅しているものを含みます。)における債務を期日までに履行しない場合
- (ウ) 第三者から差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
- (エ) 手形の不渡など支払を停止したとき
- (オ) 破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立を受け、又は自ら申立をしたとき
- (カ) 解散、営業若しくは事業の全部又は重要な一部の譲渡、自ら消滅会社となる合併を決議したとき
- (キ) その他信用状態が悪化し、若しくはその恐れがあると認められる理由があるとき
- (ク) お客様が当社に対し通知した内容が事実と異なることが判明したとき
- (ケ) 本約款、関係法令、条例、規則等に反した場合
- (コ) お客様の責めとなる理由により、保安上の危険が生じた場合またはその恐れがあると判明した場合
- (サ) 需要場所内の当社又は送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、若しくは亡失して、当社又は送配電事業者に重大な損害を与えた場合またはその恐れがあると判明した場合
- (シ) 送配電事業者に無断で送配電事業者の供給設備とお客様の電気設備との接続を行った場合またはその恐れがあると判明した場合

12. 託送約款等の遵守【16】

(1)お客さまの土地、または建物への立ち入りおよび調査

計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、中国電力NWまたは中国電力NWが委託した事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

(2)保安に対するお客さまの協力

お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに中国電力NWにご連絡くださいますようお願いいたします。

- ・電気の供給に必要な電気工作物(電気の引込線や計量器等)に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがある場合
- ・お客さまの電気工作物に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがあり、それが中国電力NWの供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合

(3)供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社は、中国電力NWが定める託送約款等にもとづき、次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。

- ・中国電力NWおよびお客さまの電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

- ・中国電力NWの電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- ・その他電気の需給上または保安上必要がある場合

13. 工事費負担金等相当額の申受け等【9】

- (1)中国電力めNWから、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給こともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その工事費負担金等相当額を、当社が定める期日までに、お客さまから申し受けます。
- (2)中国電力NWから、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものとします。
- (3)託送約款等にもとづきお客様の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

14. 設備の賠償【10】

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の中国電力NWの電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより中国電力NWから賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

15. 違約金【10】

- (1)次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
 - ・需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合
 - ・電気工作物の改変等によって不正に送配電事業者の電線路を使用し、又は電気を使用した場合
 - ・契約負荷設備又は契約受電設備以外の負荷設備又は受電設備によって電気を使用した場合
- (2)(1)の免れた金額は、電気需給約款【低圧】に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額とします。
- (3)不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間とします。

16. その他【26】

- ・上記に記載のない事項の取扱いは、当社が別途定める電気需給約款【低圧】および電気需給契約書によります。
- ・当社は、電気需給約款【低圧】を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、電気需給約款【低圧】が変更された場合には、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、供給条件を変更します。この場合、契約期間満了前であっても電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。

17. 各種お手続き、お問い合わせ【1】【2】【3】【4】

<ご契約内容の変更・解約等の各種お手続き、お問い合わせ先>

■小売電気事業者

株式会社鳥取みらい電力（小売事業者登録番号:A0851）

〒689-2103 鳥取県東伯郡北栄町田井 651 番地 1

電話:0858-36-3888(平日 9:00~17:00)

メール:tottori@mirai-p.jp

注:各条項の項名の後ろの【 】の中の数字は、経済産業省が定める「電力の小売り営業の指針」の【参考:供給条件の瀬説明義務・書面交付義務の解説】の

1 供給条件の説明 (3)説明すべき事項 に記載されている説明すべき事項の各号数を表しております。

以上